

監 査 報 告 書

公益財団法人環日本海経済研究所

代表理事 河合正弘 殿

私たちは、公益財団法人環日本海経済研究所定款第 26 条及び関係法令に基づき令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの事業年度の業務監査及び会計監査を行い、次の通り報告する。

1. 監査方法概要

- (1) 会計監査について、帳簿及び関係書類閲覧等必要と認められる監査手続きを用いて財務諸表の適正性を検討した。
- (2) 業務監査について、理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果


- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和 3 年 5 月 19 日

監 事

岸 福 弘 

監 事

藤 澤 成 